

あなたが投じる未来への一票

# 市長選挙と市議会議員選挙

## 投票日は10月21日(日)

任期満了による市長選挙と市議会議員選挙は、10月14日(日)告示、10月21日(日)が投票日です。今後の市政を託す大切な選挙。必ず投票しましょう。

問い合わせ  
市選挙管理委員会事務局  
☎(740)1251

### 投票できる時間など

10月21日(日)午前7時～午後8時に市長選挙と市議会議員選挙の投票を受け付けます。世帯ごとに封書で届く投票所入場整理券を持って、指定の投票所へ行ってください。

同整理券が届かなかったり、紛失した場合でも、本人確認ができれば投票できます。なお、開票は午後9時半から総合体育館で行います。

### 投票できる人

市の選挙人名簿に登録されていることが必要です。登録

名を自分で記入できない人は、代理投票ができます。また、目の不自由な人は、点字による投票ができます。いずれも、投票所で係員に申し出てください。

### 当日に予定がある人

投票日に、仕事や旅行などで投票所に行けない人は10月15日(月)から20日(土)まで期日前投票ができます。市役所1階市民ギャラリーでは午前8時半から午後8時まで、東谷行政センターでは午前9時から午後5時半まで受け付けます。投票所入場整理券(本人確認ができれば無くても可)を持って、いずれかの投票所へ行ってください。入場整理券裏面の宣誓書に、本人が必要事項を書いて持参するか、期日前投票所に備え付けの宣誓書に必要事項を書いてください(印鑑は不要)。

### 出張などで

### 川西市以外に滞在中の人

市選挙管理委員会から投票用紙などを取り寄せて、国内の滞在先の選挙管理委員会へ投票できます。郵便での手続きが必要なため、日数がかかります。

されるのは、日本国民で、平成12年10月22日以前に生まれ、30年7月13日以前に市の住民基本台帳に登録され、引き続き住んでいる人です。

### 市内で住所変更をした人

市内で転居し、10月1日(月)以降に市民課に転居届を出した人は、前住所の投票所で投票してください。

### 市外へ転出する人

市の選挙人名簿に登録されている人でも、10月14日(日)までに転出した人は投票できません。15日(月)から20日(土)まで

ります。早めに同委員会に問い合わせてください。

### 病院や老人ホームなどに入院または入所中の入院または入所中の入所の人

県選挙管理委員会指定の病院、老人ホームなどに入院または入所中の人は、入院または入所中の施設で投票することができます。手続きについては、施設の事務局に問い合わせてください。

### 重度の障がいなどのある人

郵便などで投票ができます。ただし、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

また、郵便などによる不在者投票ができる人で、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人(選挙権を有する者に限る)に投票を記載させる代理記載制度もあります。早めに同委員会へ問い合わせてください。対象者は下表1の通り。

### 選挙公報を各戸配布

候補者の政見などを掲載した選挙公報は、10月16日(火)から順次各戸に配布します。届かない場合は選挙管理委員会に連絡してください。

に転出する人は、転出前定期日前投票ができます。21日(日)に転出する人は、転出日の前日までは期日前投票が、転出日の当日は転出前に指定の投票所で投票ができます。

### 投票の方法

投票は、市長選挙、市議会議員選挙の順で行います。市長選挙は白色、市議会議員選挙は、ピンク色の投票用紙に候補者の氏名を書いて投票してください。

### 代理投票と点字による投票

病気やけがなどで、候補者

市ホームページでも閲覧できる他、市役所1階の正面案内や各公民館、行政センターに備え付けます。

### 選挙運動のルール

選挙運動は、選挙の告示日から投票日の前日まで。戸別訪問や署名運動、飲食物の提供などは禁止されています。政治家(候補者と候補者になろうとする人、現在公職にある人)や後援団体が寄付をしたり、有権者がこれを求めることは法律で禁止されています。また、次の行為も禁止されています。

- ▽町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差し入れ▽地域の運動会への飲食物の差し入れ▽落成式や開店祝の花輪▽葬式の花輪・供花▽新聞などへの有料あいさつ広告など

### インターネットを使った選挙運動

インターネットなどを利用した選挙運動は、一部解禁されましたが、今まで通り、事前運動の禁止や18歳未満の者の選挙運動の禁止などもあります(下表2を参照)。

表1 郵便などで投票ができる対象者

種類	障がいの種別	程度・区分
身体障害者手帳	両下肢、体幹もしくは移動機能	1級もしくは2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸もしくは小腸	1級もしくは3級
	免疫もしくは肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢もしくは体幹	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸もしくは肝臓	特別項症から第3項症まで
介護保険の被保険者証	介護保険法の要介護者	要介護状態区分が要介護5
代理記載制度が利用できる人		
上記の該当者で、身体障害者手帳に上肢もしくは視覚の障がいの程度が1級の記載がある人		
上記の該当者で、戦傷病者手帳に上肢もしくは視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までの記載がある人		

表2 インターネット選挙運動

できること/できないこと	有権者など	政党など	候補者
ウェブサイトなどを用いた選挙運動※1 (ホームページ、ブログ、フェイスブック・ツイッターなどのSNS※2、政策動画のネット配信)	○	○	○
電子メールを用いた選挙運動※3 (選挙運動用電子メールの送信、選挙運動用ビラ・ポスターを添付した電子メールの送信)	×	○※4	○
ウェブサイトに掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布(証紙なし)	×	×	×

※1 電子メールアドレスなどの表示義務あり ※2 メッセージ機能を含む ※3 メールを受信を同意した場合に限る ※4 市選挙管理委員会が所定の要件を満たす政治団体であることを認めたものに限る



## 期日前投票

10月15日(月)～20日(土)

市役所1階市民ギャラリー  
午前8時半～午後8時

東谷行政センター  
午前9時～午後5時半